明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五一）　一

〔告　示〕

○オロミア州における小都市給水施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二五七）　二

○エチオピア連邦民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二五八）　三

○トーゴ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二五九）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**六一七～六二〇）　六

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件（**農林水産・経済産業・環境**一）　六

○船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新をした件（**国土交通**五五一）　六

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**一三）　六

○道路に関する件（**東北地方整備局**五八、五九）　六

○道路に関する件（**関東地方整備局**一四一）　六

○道路に関する件（**中国地方整備局**四六、四七）　六

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　六

〔皇室事項〕

〔公　告〕

諸事項　六

官庁

特定保険募集人の所在の確知等、国営道前道後用水土地改良事業計画、基本測量関係事項関係　六

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　六

会社その他　七

府　令

○内閣府令第五十一号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十九条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（理財課の所掌事務） **第二十二条**　理財課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 〔一～二十三　略〕 二十四　犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく検査（同法第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者並びに同法第九条に規定する特定事業者に係る同条及び同法第十条に定める事項、同法第十条の二に規定する電子決済手段等取引業者に係る同条及び同法第十条の三に定める事項並びに同法第十条の四に規定する暗号資産交換業者に係る同条及び同法第十条の五に定める事項に係るものに限る。）に関すること。 〔二十五～四十　略〕 （検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券取引等監視官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　金融機関（金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項第三号イ、ハ、リ及びヌに掲げる者をいう。次条において同じ。）並びに銀行持株会社及び保	（理財課の所掌事務） **第二十二条**　理財課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 〔一～二十三　同上〕 二十四　犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく検査（同法第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者並びに同法第九条に規定する特定事業者に係る同条及び同法第十条に定める事項に係るものに限る。）に関すること。 〔二十五～四十　同上〕 （検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券取引等監視官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　金融機関（金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項第三号イ、ハ、ト及びチに掲げる者をいう。次条において同じ。）並びに銀行持株会社及び保